

Mirai Value 投資一任約款 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>(約款及び利用規定の適用等)</p> <p>第2条 本約款に別途定める場合を除き、本約款において定義されていない用語の意義は、当社の以下(1)乃至(7)の約款及び利用規定(但し、<u>メイン</u>口座を利用する取引に関して特定口座の設定を申し込んでいない場合には、(2)及び(3)の約款を除きます。)(以下「証券取引約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>(1)～(7) (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (現行通り)</p> <p>(1)～(4) (現行通り)</p> <p>(5) <u>メイン</u>口座</p> <p>ラップ口座を開設するにあたって、お客さまが当社の証券取引約款に基づき当社の取引店に開設した取引口座であって、MVアプリへのログイン時にご入力いただく口座番号によって特定される取引口座をいいます。</p> <p>(6)～(10) (現行通り)</p> <p>(MVサービスの申込条件)</p> <p>第9条 (現行通り)</p> <p>(1) 証券取引約款に基づき、<u>メイン</u>口座を開設していること</p> <p>(2) <u>メイン</u>口座を利用する取引に関して、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に基づきインターネット</p>	<p>(約款及び利用規定の適用等)</p> <p>第2条 本約款に別途定める場合を除き、本約款において定義されていない用語の意義は、当社の以下(1)乃至(7)の約款及び利用規定(但し、<u>親</u>口座を利用する取引に関して特定口座の設定を申し込んでいない場合には、(2)及び(3)の約款を除きます。)(以下「証券取引約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) <u>親</u>口座</p> <p>ラップ口座を開設するにあたって、お客さまが当社の証券取引約款に基づき当社の取引店に開設した取引口座であって、MVアプリへのログイン時にご入力いただく口座番号によって特定される取引口座をいいます。</p> <p>(6)～(10) (省略)</p> <p>(MVサービスの申込条件)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>(1) 証券取引約款に基づき、<u>親</u>口座を開設していること</p> <p>(2) <u>親</u>口座を利用する取引に関して、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に基づきインターネット</p>

新	旧
<p>ットトレード及びスマートフォンサービスをご利用いただいていること</p> <p>(3) (現行通り)</p>	<p>トレード及びスマートフォンサービスをご利用いただいていること</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>(ラップ口座の利用)</p>	<p>(ラップ口座の利用)</p>
<p>第 11 条 お客さまが MV サービスをご利用いただくにあたっては、<u>メイン</u>口座とは別にラップ口座を開設し、ご利用いただきます。</p>	<p>第 11 条 お客さまが MV サービスをご利用いただくにあたっては、<u>親</u>口座とは別にラップ口座を開設し、ご利用いただきます。</p>
<p>2 (現行通り)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>(1) ラップ口座の開設時点において、<u>メイン</u>口座に関してお届けいただいているお客さまの住所、氏名、生年月日その他<u>メイン</u>口座の開設に必要な届出事項については、ラップ口座に関しても同様の内容でのお届けがあったものとして取扱います。</p>	<p>(1) ラップ口座の開設時点において、<u>親</u>口座に関してお届けいただいているお客さまの住所、氏名、生年月日その他<u>親</u>口座の開設に必要な届出事項については、ラップ口座に関しても同様の内容でのお届けがあったものとして取扱います。</p>
<p>(2) ~ (3) (現行通り)</p>	<p>(2) ~ (3) (省略)</p>
<p>(MVサービスの利用)</p>	<p>(MVサービスの利用)</p>
<p>第 13 条 ~2 (現行通り)</p>	<p>第 13 条 ~2 (省略)</p>
<p>3 MVサービスの利用に際しては、<u>メイン</u>口座の口座番号と<u>メイン</u>口座でオンライントレードをご利用いただくにあたり設定されているパスワードを MV アプリへのログイン時に入力いただきます。</p>	<p>3 MVサービスの利用に際しては、<u>親</u>口座の口座番号と<u>親</u>口座でオンライントレードをご利用いただくにあたり設定されているパスワードを MV アプリへのログイン時に入力いただきます。</p>
<p>4~5 (現行通り)</p>	<p>4~5 (省略)</p>
<p>(投資運用サービスの開始と終了)</p>	<p>(投資運用サービスの開始と終了)</p>
<p>第 14 条 ~2 (現行通り)</p>	<p>第 14 条 ~2 (省略)</p>
<p>3 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、<u>メイン</u>口座への入金により行います。</p>	<p>3 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、<u>親</u>口座への入金により行います。</p>
<p>4 (現行通り)</p>	<p>4 (省略)</p>
<p>(増額又は減額の申込みがあった場合の取</p>	<p>(増額又は減額の申込みがあった場合の取</p>

新	旧
<p>扱い) 第 17 条 ～3 (現行通り)</p> <p>4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、<u>メイン</u>口座への入金により行います。</p> <p>(処分等の禁止) 第 18 条 ～ (1) (現行通り)</p> <p>(2) お客さまは、運用資産の一部又は全部について、他の口座管理機関の振替決済口座又は<u>メイン</u>口座へ振替えることはできません。</p> <p>(3) お客さまは、他の口座管理機関の振替決済口座又は<u>メイン</u>口座に記載又は記録された有価証券を、運用資産として振替えることはできません。</p> <p>(償還金、収益分配金の処理等) 第 20 条 ～2 (現行通り)</p> <p>3 本契約の終了後に運用資産に含まれていた投資対象有価証券又は MRF に係る償還金又は収益分配金等が発生した場合、当社は、<u>メイン</u>口座への入金又は指定預貯金口座へ送金することにより当該償還金又は分配金等を返還します。</p> <p>(本契約の解約) 第 24 条 ～2 (1) (現行通り)</p> <p>(2) <u>メイン</u>口座を利用する取引に関して、「証券取引約款(個人のお客さま用)」、「MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合</p> <p>(3) ～ (5) (現行通り)</p> <p>3 前二項の規定に基づき本契約が解約さ</p>	<p>扱い) 第 17 条 ～3 (省略)</p> <p>4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、<u>親</u>口座への入金により行います。</p> <p>(処分等の禁止) 第 18 条 ～ (1) (省略)</p> <p>(2) お客さまは、運用資産の一部又は全部について、他の口座管理機関の振替決済口座又は<u>親</u>口座へ振替えることはできません。</p> <p>(3) お客さまは、他の口座管理機関の振替決済口座又は<u>親</u>口座に記載又は記録された有価証券を、運用資産として振替えることはできません。</p> <p>(償還金、収益分配金の処理等) 第 20 条 ～2 (省略)</p> <p>3 本契約の終了後に運用資産に含まれていた投資対象有価証券又は MRF に係る償還金又は収益分配金等が発生した場合、当社は、<u>親</u>口座への入金又は指定預貯金口座へ送金することにより当該償還金又は分配金等を返還します。</p> <p>(本契約の解約) 第 24 条 ～2 (1) (省略)</p> <p>(2) <u>親</u>口座を利用する取引に関して、「証券取引約款(個人のお客さま用)」、「MRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合</p> <p>(3) ～ (5) (省略)</p> <p>3 前二項の規定に基づき本契約が解約さ</p>

新	旧
<p>れることとなった場合、当社は、全売却の申込みがあったものとして取扱い、運用資産としての投資対象有価証券を売却の上、ラップ口座内 MRF 等から第 23 条第 1 項に定める報酬の金額を控除した金額をお客さまの指定預貯金口座(但し、前項第 3 号①の規定に基づく解約の場合は<u>メイン</u>口座)に支払います。</p> <p>4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、<u>メイン</u>口座への入金により行います。</p> <p>(変更手続き) 第 30 条 ～③ (現行通り)</p> <p>2 前項に定めるお届けによるほか、<u>メイン</u>口座に関する届出事項又は申込事項の変更により、ラップ口座に関する届出事項又は申込事項も変更されるものとします。</p> <p>(各種照会等に係る連絡先) 第 38 条 本約款又は MV サービスに関連する各種照会等に関する連絡先は、お客さまの<u>メイン</u>口座のある取引店とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2023年9月</u></p> <p>【附則】 (現行通り)</p> <p><MV 報酬> (1) (現行通り) (2) <u>報酬金額の計算方法 (削除)</u> ① <u>1日あたり報酬金額</u></p>	<p>れることとなった場合、当社は、全売却の申込みがあったものとして取扱い、運用資産としての投資対象有価証券を売却の上、ラップ口座内 MRF 等から第 23 条第 1 項に定める報酬の金額を控除した金額をお客さまの指定預貯金口座 (但し、前項第 3 号①の規定に基づく解約の場合は<u>親</u>口座) に支払います。</p> <p>4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、<u>親</u>口座への入金により行います。</p> <p>(変更手続き) 第 30 条 ～③ (省略)</p> <p>2 前項に定めるお届けによるほか、<u>親</u>口座に関する届出事項又は申込事項の変更により、ラップ口座に関する届出事項又は申込事項も変更されるものとします。</p> <p>(各種照会等に係る連絡先) 第 38 条 本約款又は MV サービスに関連する各種照会等に関する連絡先は、お客さまの<u>親</u>口座のある取引店とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2021年12月</u></p> <p>【附則】 (省略)</p> <p><MV 報酬> (1) (省略) (2) <u>金額の計算方法 (1日あたり)</u> (<u>新設</u>)</p>

新	旧
<p>投資顧問料及び口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の投資信託評価額及びお預り金の合計額に投資顧問料及び口座管理料の各報酬料率（税込）を乗じ、365日（閏年は366日）で除して得られた額（小数点以下第9位を切捨て）を1日あたり報酬金額とします。なお、この計算は運用開始日から投信最終受渡日（全売却に伴う、運用資産で組入れている複数の投資信託の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のことをいいます。以下同じ）前日まで行います。</p> <p>② 1月あたり報酬金額</p> <p>各月の月初（但し、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末まで（以下「計算期間」といいます。）の1日あたりの各報酬の合計金額（円未満切捨て）を1月あたり報酬金額とします。なお、全売却のお申込みを行われた場合は、1月あたり報酬金額の計算は行いません。</p> <p>③ 全売却時報酬金額</p> <p>初回運用開始日から全売却に伴う投信最終受渡日前日までの1日あたりの各報酬の合計金額から、既に引落とし済みの1月あたりの各報酬の合計金額及び既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合は当該全売却時報酬金額の合計金額を減じて得られた額（円未満切捨て）を全売却時報酬金額とします。</p> <p>なお、③で定める全売却時報酬金額には(i)既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合において切り捨てられた円未満の金額及び(ii)既に引落とし済みの1月あたりの各報酬の合計金額において切り捨てられた円未満の金額の合計金額の合計金額のうち整数部分が包</p>	<p>投資顧問料及び口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の投資信託評価額及びお預り金の合計額に投資顧問料及び口座管理料の各報酬料率（税込）を乗じ、365日（閏年は366日）で除して得られた額（小数点以下第9位を切捨て）とします。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>含まれています。左記の合計金額のうち円未満の部分は次回の全売却時報酬金額計算時に(i)になります。</u></p> <p>(3) <u>報酬支払方法</u> 前号に定める報酬金額を次号に定める報酬支払時期に、ラップ口座内 MRF 等より引落とします。</p> <p>(4) <u>報酬支払時期</u></p> <p>① <u>1月あたり報酬金額</u> 計算期間の翌月初第二営業日、但し、引落とができない場合は翌月初第九営業日以降の日を1月あたり報酬金額の報酬支払時期とします。</p> <p>② <u>全売却時報酬金額</u> 全売却に伴う金銭の支払日を全売却時報酬金額の報酬支払時期とします。</p> <p style="text-align: right;">以上 9000-0030(23.09)</p>	<p>(3) <u>支払時期・支払方法</u> 原則として、各月の月初（但し、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末（但し、全売却に伴う投信最終受渡日の前日が属する月においては当該投信最終受渡日の前日）までの日々の各報酬の合計額（円未満切捨て）を翌月第二営業日（但し、全売却に伴う金銭の支払日が属する月においては当該支払日）に、ラップ口座内 MRF 等より引落とします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 9000-0030(21.12)</p>

以上